

事務連絡

令和2年5月18日

保護者の皆様

大津市長 佐藤 健司

(公印省略)

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う  
保育園等の対応について

平素は、本市の保育行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、国において、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域から滋賀県の指定が解除されたところではありますが、一方で、指定解除地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を今後も継続する必要があるとされています。

これを受けて、感染防止の観点から、これまでと同様に、各自において衛生面に注意いただくとともに、家庭での保育が可能なご家庭では、無理のない範囲にて、家庭保育にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、今後の状況により、対応方針が変わりましたら、あらためてご連絡いたします。

【本件に関する問合せ先】

幼児政策課 077-528-2806